

第 4 回

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会

出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職	氏名	種別	出欠等	役職	氏名	職名	出欠等
会長	中村 功一	八日市市長		幹事	海外 友之進	八日市市助役	
副会長	宮部 庄七	湖東町長			奥 善夫	八日市市収入役	
副会長	久田 元一郎	永源寺町長			森野 才治	八日市市企画部長	
副会長	前田 清子	五個荘町長			池田 晋	永源寺町助役	
副会長	植田 茂太郎	愛東町長			白木 駒治	永源寺町町収入役	
委員	志井 弘	議会推薦			川戸 善男	永源寺町総務課長	
	高村 与吉	議会推薦			持田 長三郎	五個荘町助役	
	吉澤 克美	議会推薦			北川 純一	五個荘町総務主監	
	高橋 辰次郎	議会推薦			藤関 安久	愛東町助役	
	寺村 茂和	議会推薦			鯨江 茂信	愛東町収入役	
	杉山 忠蔵	議会推薦			吉岡 登	愛東町合併推進室長	
	密谷 要一郎	議会推薦	×		野村 新太郎	湖東町助役	
	鈴村 重史	議会推薦			上野 清司	湖東町収入役	
	西澤 英治	議会推薦			高野 治幸	湖東町企画財政課長	
	植田 勲	議会代表		事務局	中嶋 喜代志	事務局長	
	織田 直文	学識経験者			青木 幸一	事務局次長	
	西田 弘	学識経験者			小梶 隆司	総務班主幹	
	梶森 幸子	学識経験者			北村 定男	調整班主幹	
	武久 健三	学識経験者		専門部会	新海 常造	総務部会分科会長	
	田中 敏彦	学識経験者			奥 学	人権部会部会長	
	山田 儀左衛門	学識経験者			西久保 茂雄	人権部会副部会長	
	飯尾 文右衛門	学識経験者			小澤 吉弘	人権部会分科会長	
	市田 重太郎	学識経験者			辻 和弘	教育部会部会長	
	小西 龍二	学識経験者			池田 佳一郎	教育部会副部会長	
	足出 み彥子	学識経験者			染谷 克己	環境部会部会長	
足立 進	学識経験者		田中 充		環境部会副部会長		
辻 裕子	学識経験者		西村 貞之		環境部会分科会長		
平居 貞夫	学識経験者		森川 弘三		環境部会分科会長		
三輪 高裕	学識経験者		出席 欠席 ×	谷口 浩志	新市まちづくり計画策定委員会 副委員長		
上川 裕子	学識経験者						
川瀬 重雄	学識経験者						
川副 清厚	学識経験者						
清水 雅晴	学識経験者						
植田 善夫	学識経験者						
清水 重一	学識経験者						
野村 宗一	学識経験者						
廣田 綾子	学識経験者						

第4回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	2～3
	会議録署名委員の指名	3
【協議事項】		
協議第30号	人権対策関係事業について	3～4
協議第31号	生活環境事業について	4～8
協議第32号	新市の名称について	8～15
【報告事項】		
報告第10号	新市まちづくり計画について ・新市まちづくり計画策定にむけた今後のスケジュール ・新市まちづくり計画策定委員会報告	15～16 16～33
【提案事項】		
協議第33号	使用料、手数料等の取扱いについて	33～34
協議第34号	補助金、交付金等の取扱いについて	34～35
協議第35号	広報広聴関係事業について	35
協議第36号	上・下水道事業について	35～37
協議第37号	病院（診療所）関係事業について	37～38
協議第38号	国民健康保険事業について	38～39
協議第39号	保健衛生事業について	39～40
	会長あいさつ	41
	閉会	41

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (小梶隆司)	<p>皆さま、本日はお忙しい中ありがとうございます。</p> <p>それでは、開会の前に何点が連絡あるいは確認事項を申し上げたいと存じます。</p> <p>まず1点目、本日のスケジュールでございます。お手元の次第をご覧いただきたいと存じます。次第4番目の協議事項でございますが、本日は前回提案しております2件につきましてご協議をお願いいたします。それと、前回、新市名称候補選定小委員会から候補名称のご報告をいただいておりますので、これに基づきまして新市の名称をご協議いただく予定でございます。</p> <p>次に、次第5番目の報告事項でございます。新市まちづくり計画について、策定委員会から報告をしていただく予定でございます。</p> <p>次第6番目の提案事項でございます。本日は7件の議案について説明させていただきたいと考えております。</p> <p>新市名称の協議あるいはまちづくり計画の報告、そして提案が7件ということで、少し時間を要するものと思っておりますが、どうかよろしくをお願いいたします。</p> <p>第2点目でございますが、本日の傍聴者の定員は60名となっております。</p> <p>第3点目、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、密谷委員でございます。これによりまして、当協議会規約第10条の規定により会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>第4点目でございますが、次第を1枚めくっていただきますと、協議会委員の名簿を付けさせていただいております。五個荘町議会におきまして10月17日に、また、湖東町議会におきましては10月6日に、それぞれ議会での役員改選が行われております。その関係で、議会選出委員の変更がございましたので、今回添付させていただいております。</p> <p>五個荘町議会につきましては、新たに議長に就任されました寺村茂和様が今回から協議会委員としてご参加いただくこととなっております。また、合併調査特別委員長に就任されました杉山忠蔵委員におかれましては、引き続き委員としてご参加いただくこととなっております。</p> <p>次に、湖東町議会からの選出委員でございますが、このたび新たに議長に就任されました西澤英治委員につきましては、引き続き委員としてご参加をいただきます。また、新たに市町村合併特別委員長に就任されました植田勲様には、今回から新たに協議会委員としてご参加をいただくというような変更でございます。</p> <p>なお、新たにご参加いただきますお二人の委員の方には、後ほど自</p>

<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>己紹介をお願いしたいと考えております。</p> <p>次に、もう1枚めくっていただきますと幹事会名簿が付いております。去る10月1日付けで愛東町助役として藤関助役が新たに就任されております。これに伴いまして幹事の変更がございましたこと、副幹事長に湖東町の野村助役が選出されておられます。こういった関係で、幹事会名簿も添付させていただいております。</p> <p>その他、毎回お願いしておりますが、発言の際の留意事項や携帯電話につきましては、ご配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>また、傍聴者の方につきましては、お配りさせていただいております黄色のチラシ『傍聴についてのお願い』を遵守いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから第4回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。朝夕はめっきり涼しくなってきました。まさに秋本番を迎えております。本日は、第4回合併協議会を開催いたしましたところ、皆さま方におかれましてはご多忙の中万障繰り合わせてご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この協議会での協議につきましては、既に折り返しに入ってきたという感がいたします。協定項目の43のうち、既に20項目につきましてご決定をいただいております。本日ご協議いただく3項目に、さらに本日提案させていただきます7項目を加えますと、次の協議会には4分の3の項目について協議が終了するわけであります。今日まで順調にご審議をいただいておりますことに、まずは心から感謝を申し上げますとともに、引き続き円滑なご協議をお願いする次第であります。</p> <p>さて、本日は新市の名称につきましてご審議を予定いたしておりますが、協議会発足当初から、その選考基準でありますとか、公募の要領などにご検討をお願いし、そして公募の結果に基づきまして、前回の小委員会の報告では5点をあげていただきました。この5点の中から、私ども1市4町にふさわしい新市の名称をお決めいただくわけあります。</p> <p>本日お決めいただきます新市の名称が、全国的にその知名度がアップしたり、また、住民の皆さんの誇りとなり愛着が生じることを願うわけありますけれども、これは新市における住民の皆さんの活動、まちづくりの中から芽生え、生じるものであると思っております。</p> <p>委員の皆さまには、こうした新市名称に対する今日までの取り組み経緯や、住民の皆さんの関心などをお考えいただく中で本日ご審議いただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
--------------------------------	---

	<p>なお、本日は、新市のまちづくりに関するビジョンにつきまして、住民の皆さんに提示するための、あるいは新市のマスタープランとするための「新市まちづくり計画」について、計画策定委員会から報告いただきますとともに、住民サービスに関わります提案事項が7件ございます。少し時間を要する協議会に相なろうかと思っておりますが、いずれもより住民の皆さんとの関わりが深い事項でありますだけに、活発な、また忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつに代えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、議事に入ります前に、冒頭ご連絡申し上げました、今回から新しくご参加いただきますお二人の委員の方に自己紹介をお願いしたいと思います。五個荘町議会選出の寺村委員、湖東町議会選出の植田委員の順でお願いいたします。</p>
<p>寺村茂和委員 (五個荘町)</p>	<p>ただいまご紹介いただきました、本日第4回の合併協議会から参加させていただきます寺村茂和でございます。どうかよろしくお願いいたします。</p>
<p>植田 勲委員 (湖東町)</p>	<p>今ご紹介がございました湖東町議会市町村合併特別委員会の委員長を受けさせていただきました植田でございます。本日より議会推薦ということで参加させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>どうもありがとうございました。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、当協議会規約によりまして中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>それでは、規約によりまして、これからの議事につきましては私が議長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。 まずは、会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員に、永源寺町 高橋委員、五個荘町 平居委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 次第の4番、協議事項に移ります。 まず「協議第30号 人権対策関係事業について」であります。このことについて、再度事務局から説明を申し上げます。</p>
<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>それでは、前回の協議会でご提案申し上げました協議第30号について、再説明させていただきます。前回の資料からご覧いただきたいと思っております。</p>

議長	<p>「協議第30号 人権対策関係事業について」の調整方針を説明申し上げます。</p> <p>まず1点目でございますが、人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事業を推進する。人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議会と連携を図りながら、新市においても積極的に推進する。</p> <p>2点目でございますが、男女共同参画については、これまでの取り組みを踏まえ、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参画社会の早期実現をめざす。</p> <p>以上2点が人権対策関係事業の調整方針でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明を申し上げました議案につきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようであります。協議第30号についてお諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第30号 人権対策関係事業について」は原案どおり可決いたしました。ありがとうございます。</p> <p>次に、「協議第31号 生活環境事業について」であります。ご協議をお願いする前に、事務局から再度説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第31号をご覧いただきたいと思っております。生活環境事業についての調整方針でございます。2点ございます。</p> <p>まず1点目でございますが、環境施策については、持続可能な社会の実現のため、新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。また、条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計画的に推進する。</p> <p>2点目でございますが、ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざし、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、収集日、収集品目等については、合併後2年以内を目途に調整する。</p> <p>以上2点が調整方針でございます。どうぞご協議をよろしく願います。</p>

<p>議長</p> <p>三輪高裕委員 (五個荘町)</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局から説明を申し上げました。ご協議をお願いいたします。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>五個荘の三輪です。この問題に関しまして、生活環境事業と関連があるかどうかわからないのですが、また、他の協定項目で協議されることかもわかりませんが、1つ提案したいと思います。</p> <p>今回、五個荘町ではISO14001の取得に取り組み、10月中旬に認証審査があり、10月24日に登録承認されました。</p> <p>この環境マネジメントシステムISO14001は、民間の事業所や工場では、いまや取得が必須条件と言われています。また、1市4町の管内では27の事業所が取得しておりますし、農業に関しましても、環境こだわり農産物づくりをしておられるということです。そしてまた、行政の優れた環境施策としても、環境の先進県と言われる滋賀県をはじめとして県内16の市町村が現に取得されていると聞いておりますし、いくつかの環境施策として各市町村も取り組んでおられると聞いております。五個荘町でも省エネ・省資源に取り組み、電気代などの削減など、エコオフィスの成果があがっていると行政の方から聞いております。</p> <p>また、環境マネジメントシステムとは、役所だけの環境施策ではなく、環境内容や課題を広く住民の方に共有していただき、住民の環境意識の向上や環境の施策の推進が図れるものだと思いますし、ISOはP(プラン)・D(ドゥ)・C(チェック)・A(アクション)というサイクルの手法と言え、継続的な自己改善ができるものだと聞いております。</p> <p>そういう点でも、総合的な行政評価のシステムとしても有効な施策だと思いますので、環境に配慮した新市においてもぜひとも取り組んでいただきたいと、ご検討をお願いいたしておきます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ただいま三輪委員から提案がございましたISO14001につきましては、五個荘町が24日に登録されたとお聞きいたしております。各市町におきましても、京都議定書に基づきまして、地球温暖化防止に関する計画もお持ちでございますし、そのような中でCO₂の削減計画等を計画もされております。</p> <p>新市におきましても、今ほど提案させていただきました生活環境事業の中で、循環型社会をめざすという提案をさせていただいておりますので、提案内容にございましたように、その検討につきまして新市になって取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>

<p>辻 裕子委員 (五個荘町)</p>	<p>五個荘町の辻と申します。今ほど ISO のことなど建設的な意見を聞かせていただいたあとにこういうことを申すのは、後退しているようで申し訳ないと思うのですが、資料 4 の 調整の具体的な内容 に、「資源回収システムについては、先進モデルにあいとうりサイクルシステム及び五個荘町の古紙回収を位置づけ、新市において拡大を図る」と記載されていますが、愛東町は官民協働で大変すばらしい取り組みをしておられるということ、初めてこの書類を見せていただいて思いました。</p> <p>実際いつ頃からこれに取り組みされているのかお聞きしたいのと、「各自治会の当番さんがステーションから町のストックヤードまで持ち込む」とあるのですが、このことについて十分皆さんの理解が得られていて、それが順調に推移してきているのかどうかということと、このシステムを今度新市において位置づけて、どこの地域でもこのようにしていこう、拡大を図っていこうと書いてあるのだと私は理解するのですが、各自治会のいろいろな役員さんに負担がかかり過ぎるようなことにはならないかという心配があります。</p> <p>資源回収システムということで、環境を考えたりサイクルシステムをどんどん進めていこうというその趣旨は本当によくわかりますし、まだまだ私個人でも十分な分別ができていないので、もっともっと心掛けなければならないということを感じているわけですが、そういう一人ひとりの心掛けが推進できるような呼びかけはどんどんしていっていただかなければなりません、これからどんどんと協議内容が住民生活に直に関わってくる協議の内容になってきますので、ここであまり、初めから堅苦しい取り決めを協議会でしてしまうと、また住民の方からいろいろな、住民サービスが向上するのではなく、逆に住民の負担が重くなるのではないかということが出てきて、反感をもたれるような形になってこないかなと思うのです。「これを位置づけてこうします」というような書き方ではなく、「望ましい」とか「そういう方向で進めていきたい」とか、もう少しやんわりとした表現をしていただいてもいいのではないかと思います。</p> <p>まず、愛東町さんの今の現状などをお聞かせいただければと思います。</p>
<p>議長</p> <p>生活環境部会 分科会長 (西村貞之)</p>	<p>専門部会からお答えいたします。</p> <p>愛東のリサイクルシステムにつきまして、ご説明を申し上げます。 愛東町では、昭和 56 年に愛のまち愛東消費生活学習グループさんが発足されまして、消費者として生活系から発生するごみの減量化・資源化に地域から取り組まれております。この運動が集落また町との協働によりまして、あいとうりサイクルシステムとして昭和 61 年に確立されておられます。それ以後順次、回収品目を追加しながら、資</p>

	<p>源循環を推進されておられるということでございます。</p> <p>実際には、最近でございますと、平成3年度から牛乳パックの回収をされておられますし、平成12年度からはペットボトルの回収、平成13年度はトレーの回収を追加されておられまして、現在7品目11種類の回収をされておられます。</p> <p>毎月第2日曜日を資源の回収日に設定されておられます。時間的には、朝の8時から10時までという形でございます。各家庭からそれぞれ分別いたしまして、個人で各集落のごみの集積所へ搬入されます。そのあと、役場にストックヤードがございまして、そちらの方に持ち込まれます。それにつきましては、各町のごみ集積所では、集落ごとに住民の方が立会いをされておられます。また、ストックヤードまでの搬入につきましても、村の方がされておられるということでございます。また、愛東町のストックヤードまで持って行かれた場合には、愛のまちエコライフ文化推進会議の方、シルバー人材センターの方、町議会議員の方、役場の職員というふうに、それぞれが協力しながら荷おろしの手伝いなどをされておられまして、町全体として資源循環型に取り組んでおられるということでございます。</p> <p>循環型社会につきましても、今ご意見がありましたように、役員の皆さんに負担がかかりすぎないか心配だとも言われておりますけれども、その辺につきましても十分慎重に検討させていただきまして、皆さま方のご期待に応えられるようなシステムとして、さらに推進してまいりたいと考えております。</p>
議長	<p>調整の具体的な内容について、「新市において、これらをモデルにして拡大を図る」と断定をしない方がいいとのご意見ですけれども、そこはもう少し幅を持たせたらどうでしょうか。「そのとおりやるのだ」と言い切っているわけですが。</p>
生活環境部会 分科会長	<p>ただいまの文章のところでございますけれども、「……五個荘町の古紙回収を位置づけ、新市において……」のところを「……新市においても住民の理解を得ながら慎重に検討し、拡大を図る」ということでいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>もう一度追加部分を説明させていただきます。「新市において」の次に「住民の理解を得ながら、慎重に検討し拡大を図っていく」というふうにご訂正をお願いできますでしょうか。</p>
議長	<p>「慎重」と「理解」が入っていますから、それでご理解いただけますか。</p>

辻 裕子委員 (五個荘町) 議長	ありがとうございます。他の方々はどのようにお考えでしょうか。
	言われていることはよくわかります。こうでなければならぬと決め付けるような文面ではいけないということですね。
辻 裕子委員 (五個荘町)	ありがとうございます。各自治会の役員さんばかりにいろいろな負担がかかり過ぎることのないように考えていかなければならないと思いますので、ありがとうございました。
議長	とてもいいご意見をいただきまして、ありがとうございました。ほかにありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ほかにないようでありますので、「協議第31号 生活環境事業について」お諮りいたします。原案を一部修正のうえこれを可決することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
議長	ありがとうございます。挙手全員であります。したがって、「協議第31号 生活環境事業について」は原案を一部修正のうえこれを可決いたしました。ありがとうございました。 次に、「協議第32号 新市の名称について」であります。前回報告をいただきました新市の名称の候補5点および名称の決定方法につきまして、再度事務局から説明を申し上げます。
事務局長	本日の資料の中に、『協議第32号 新市の名称について』という綴りがございますので、ご覧いただきたいと思っております。 前回、今ほど議長が申し上げましたように、小委員会からご報告をいただきました、新市名称候補を5点を資料1に付けさせていただいております。 まず1点目はあかね市、選考理由につきましては、万葉集に歌われている「あかねさす……」という相聞歌はこの地域が舞台となっており、知名度があるという理由ほか4点をあげまして選考をさせていただいております。 次に神愛市、八日市市を含む旧神崎郡と旧愛知郡の合併であり、それぞれの頭文字をとった名称であるという理由ほか3点の理由をあげられております。 次に東近江市、昔から近江の国といわれ、滋賀の別呼称としてその知名度は高く、1市4町はその近江の国の東部に位置し、地理的にも

<p>議長</p> <p>寺村茂和委員 (五個荘町)</p>	<p>わかりやすい、ほか5点の理由をあげられまして選定いただいております。</p> <p>次に東びわこ市、日本を代表し、かつ全国的に知名度も高い琵琶湖の東に位置している、ほか4点の理由をあげられまして候補としてあげられております。</p> <p>最後にみどり市、鈴鹿の山々を連想できる、1市4町は共通して緑が多い、ほか4点を選考理由としてあげていただいております。</p> <p>以上5点が候補名称として小委員会からあげていただいたものでございます。</p> <p>新市名称最終決定方法でございますが、今ほど申し上げました5点の中から、後ほどご説明を詳しくいたしますが、まず第1回目の投票をお願いいたします。この投票用紙には、既に5点の候補名称を印刷しておりますので、その中から3点を選んでいただいて印をつけていただきたいと思います。これにより3点に絞り込んでいただきまして、次に2回目の投票に移っていただきます。</p> <p>2回目の投票では、その3点の中から2点の名称を投票用紙にご記入をお願いいたします。それで2点に絞っていただきます。</p> <p>3回目、最終の投票でございますが、その2点の中から1点の名称を記載していただきたいと思います。それで決定をお願いいたします。</p> <p>記載していただく場所は、各自自席でご記入をお願いします。それから順次、事務局からお名前をお呼びいたしますので、正副会長が今並んでおりますが、その前に投票箱を設置させていただきますので、そこへ投票をお願いしたいと思います。</p> <p>投票が終わりましたら、開票管理立会者といたしまして、宮部湖東町長、西田振興局長のお二人の委員さんに管理立会をお願いしたいと思います。開票につきましては、この隣の席で開票をさせていただきます。その節には管理立会者の方はお立会いをお願いいたします。</p> <p>その後、開票結果につきましては、西田委員からご発表をお願いしたいと思います。</p> <p>今ほど投票の方法でご説明を申し上げました、決められた点数を選んでおられない投票用紙につきましては、すべて無効とさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。今回の投票につきましては、正副会長の首長も含めた全委員で投票をしていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明いたしました「協議第32号 新市の名称について」であります。決定の投票に入ります前に、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>五個荘の寺村です。この5点を選出された時に、次に私が申し上げますようなことを考慮されて選考されたかということだけをお尋ねし</p>
------------------------------------	--

	<p>ておきます。</p> <p>東びわこ市という名称が4番目にあがっておりますが、JAに東びわこという、彦根を中心としたJAがございます。それらをも十分に、小委員会でそういう存在があるということをご承知のうえで、問題がないとして選ばれたのかどうかということだけをお聞きして、そして投票したいと私は思います。</p>
<p>議長</p> <p>新市名称候補 選定小委員会 委員長 (高橋辰次郎)</p>	<p>小委員会委員長お願いします。</p> <p>小委員会委員長の高橋です。新市の名称候補につきましては、まずは住民の方の意見を聞こうということで公募を行い2,000余りの応募がございました。東びわこ市については、今の寺村委員のご意見も十分考慮した中で、数多くの応募もあった為住民の意向を重視していこうということで、選考いたしました。</p> <p>今になると、東びわこということになると、能登川が外れているのではないということも時々聞くのですけれども、その辺は今後のことも考えまして、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、ほかの話になりますけれども、局長から説明がありましたとおり、最初は3点を決めてもらうということで、2点なり1点の場合は、4点ももちろんそうですけれども、無効になるということをもう一度確認しておきますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでありますので、新市の名称を決めるための投票を行いたいと思います。新市の名称につきましては、住民の皆さんの関心も極めて高い、また新市のまちづくりにつながる部分もあります。慎重にご選定をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開票管理立会者には、宮部副会長さんおよび西田委員さんをお願いしたいと思います。どうか前の方にお進みいただきたいと思ひます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>投票用紙をこれからお配りいたしますので、しばらくお待ちください。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第1回の投票を行いますが、投票及び開票の進行につきましては、事務局が行います。</p>
<p>司会</p>	<p>事務局の方で投票を進めさせていただきます。投票が3回というこ</p>

<p>田中敏彦委員 (八日市市)</p>	<p>とで、3枚同時に配らせていただくとよろしいのですけれども、万が一お間違いがありますと困りますので、それぞれ投票ごとにお配りさせていただきます。</p> <p>まず、第1回目の投票用紙でございますが、緑色で、先ほど説明がありました、5つの名称が既にご記入しております。その上段に印をつけていただくということで、その印の数は、先ほど高橋小委員長がおっしゃいましたように、必ず3つをお願いいたします。2つでもだめですし、4つでもだめということで、3つ印をお願いしたいということでございます。</p> <p>投票につきましては、前の方に投票箱をお出しさせていただきますので、後で空を立会者の方にご確認いただいたうえで置かせていただきます。そのうえで、私が順次お名前を呼ばさせていただきますので、それに従いましてご投票をお願いしたいと考えております。</p> <p>開票につきましては、立会者の後ろに席を用意いたしております。そこで事務局で立会者立会いのもとで開票させていただいて、後に結果発表は立会者からお願いするという事です。</p> <p>もし何か投票に関しましてご質問がありましたらお聞きいたしますが、なければ投票用紙をお配りさせていただきます。</p> <p>3位、4位の得票数が同じになった場合はどのようにするのか教えていただきたい。</p>
<p>司会</p>	<p>全員出席の場合は同数はあり得ないと考えておりましたけれども、今回1名ご欠席でございますので、万が一、第1回目の投票で同数があつた場合は、それも3点のうちに入れさせていただきます。ですから、場合によっては4点になる可能性もあるということでございます。</p> <p>第2回・第3回の投票については、前回に小委員長も、「もし同数だったら再度協議させていただきたい」というご回答だったと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、投票用紙をお配りさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(投票用紙配付)</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、お手元に投票用紙が参つたと思いますので、ご記入をよろしくお願ひいたします。</p> <p>立会者に投票箱をご確認いただきます。</p> <p style="text-align: center;">(投票箱点検)</p> <p>ご記入いただいたと思いますので、順次お名前を呼ばさせていただきます。</p>

<p>司会</p>	<p>ます。恐れ入りますが、前の方まで投票をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（投票）</p> <p>川副委員、織田委員、鈴村委員、西澤委員、平居委員、植田勲委員、寺村委員、植田善夫委員、杉山委員、志井委員、上川委員、高村委員、川瀬委員、西田委員、清水委員、野村委員、三輪委員、廣田委員、足立委員、清水委員、辻委員、武久委員、疋出委員、相森委員、小西委員、田中委員、市田委員、山田委員、飯尾委員、吉澤委員、高橋委員、植田副会長、宮部副会長、前田副会長、久田副会長、中村会長。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。全員ご投票いただきました。抜けておられる委員はおられないと思いますが、確認だけさせていただきます。</p> <p>ただいまから開票作業を行わせていただきます。恐れ入りますが、委員の方につきましては、その場でしばらくお待ちいただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">（開票）</p>
<p>議長</p>	<p>大変お待たせいたしました。第1回の投票は終わりました。その開票結果につきまして、開票管理立会人の西田委員から発表をお願いします。</p>
<p>開票管理立会人 (西田 弘)</p>	<p>新市名称第1回投票結果を発表いたします。</p> <p>あかね市 28票、神愛市 19票、東近江市 35票、東びわこ市 13票、みどり市 13票、無効 0票、計108票です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま発表いただきましたとおりであります。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの投票結果の上位3点について、第2回の投票を実施いたします。</p> <p>進行につきましては、事務局が行います。</p>
<p>司会</p>	<p>ただいまの結果、上位3点ということでございますので、あかね市、神愛市、東近江市、この3点につきまして第2回の投票をお願いしたいと思います。</p> <p>第2回目の投票用紙につきましては、ブルーの投票用紙をお配りさせていただきます。今回は名称は書いておりませんので、各委員の方がこの投票用紙に新市の名称2点を書いていただきたいと思っております。2つの欄がありますので、2点必ずご記入いただきたいと思っております。1点あるいは同一名称を書いた場合は無効、とお決めいただいております。</p>

<p>司会</p>	<p>ますので、お間違えのないようによろしくお願いいたします。</p> <p>なお、前の方に5点吊るしてございましたが、お間違いがあるといけませんので、上位3点だけに絞って吊らせていただいております。字につきましてご参考にさせていただきながら書いていただきたいと思います。</p> <p>それでは、投票用紙をお配りさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（投票用紙配付）</p> <p>ご記入いただけましたでしょうか。時間を要しますけれども、再度お名前を呼ばせていただきたいと思います。先ほどと同じ順番でございます。</p>
<p>司会</p>	<p style="text-align: center;">（投票）</p> <p>川副委員、織田委員、鈴村委員、西澤委員、平居委員、植田勲委員、寺村委員、植田善夫委員、杉山委員、志井委員、上川委員、高村委員、川瀬委員、西田委員、清水委員、野村委員、三輪委員、廣田委員、足立委員、清水委員、辻委員、武久委員、疋出委員、楢森委員、小西委員、田中委員、市田委員、山田委員、飯尾委員、吉澤委員、高橋委員、植田副会長、宮部副会長、前田副会長、久田副会長、中村会長。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">（開票）</p> <p>お待たせいたしました。第2回の投票は終わりました。その開票結果につきまして、開票管理立会人の西田委員から発表をお願いします。</p>
<p>開票管理立会人 (西田 弘)</p>	<p>第2回目の投票結果を発表いたします。</p> <p>あかね市 34票、神愛市 9票、東近江市 29票、無効 0票。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの投票結果によりまして、上位2点が選定されました。この2点につきまして、最終の投票を実施いたします。</p> <p>進行につきましては事務局が行います。</p>
<p>司会</p>	<p>ただいまの結果によりまして、あかね市及び東近江市が上位2点ということで、この2点につきまして第3回の投票をお願いしたいと存じます。</p> <p>第3回目の投票用紙でございますが、ピンク色の投票用紙をお配りさせていただきます。ここには2点のうち1点のみご記入をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

司会	<p>それでは、投票用紙をお配りさせていただきます。</p> <p>なお、先ほどご質問がございましたが、同数の場合につきましては、その取扱いをどうするかということについては、再度協議会でご協議をいただくということで、ご了承いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（投票用紙配付）</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、第3回目の投票をお願いいたします。お名前を呼ばさせていただきます。</p>
司会	<p style="text-align: center;">（投票）</p> <p>川副委員、織田委員、鈴村委員、西澤委員、平居委員、植田勲委員、寺村委員、植田善夫委員、杉山委員、志井委員、上川委員、高村委員、川瀬委員、西田委員、清水委員、野村委員、三輪委員、廣田委員、足立委員、清水委員、辻委員、武久委員、疋出委員、相森委員、小西委員、田中委員、市田委員、山田委員、飯尾委員、吉澤委員、高橋委員、植田副会長、宮部副会長、前田副会長、久田副会長、中村会長。</p>
司会	<p>ありがとうございました。36名全員ご投票いただいたと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開票を進めさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（開票）</p>
議長	<p>第3回投票が終わりました。その結果につきまして、立会人の西田委員から発表をお願いいたします。</p>
開票管理立会人 (西田 弘)	<p>第3回目の投票結果を発表いたします。</p> <p>あかね市 14票、東近江市 22票、無効 0票。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。宮部副会長、西田委員につきましては、元の席へお戻りをいただきたいと思います。</p> <p>ただいま発表がありましたように、「東近江」が新市の名称という結果でございました。</p> <p>この名称につきまして、この協議会として委員全員により確認をいたしたいと思っておりますので、お諮りいたします。新市の名称を「東近江市」とすることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>

議長	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第32号 新市の名称について」は「東近江市」と決定いたします。誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで休憩いたします。</p>
司会	<p>3時40分から再開をお願いいたしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（休憩）</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次第の第5番目の報告事項、「報告第10号 新市まちづくり計画について」であります。今後のスケジュール、また新市まちづくり計画策定委員会の報告についてということで、報告させていただきます。</p> <p>まず、今後のスケジュールを事務局から報告いたします。</p>
事務局次長 (青木幸一)	<p>委員長報告に先立ちまして、新市まちづくり計画策定に向けました今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明させていただきます。資料1をご覧いただきたく思います。</p> <p>本日10月30日、第4回合併協議会におきまして計画素案を報告していただき、協議をお願いしたいと存じております。なお、本日発言されましたご意見以外につきましては、11月10日を目途といたしまして、後ほど委員長からお願いがございますけれども、委員の皆さまから計画素案へのご意見をいただくということを予定させていただいております。</p> <p>11月17日には、新市まちづくり計画策定委員会をもう一度開催させていただきます。11月27日にございます第5回合併協議会におきまして、素案の修正を報告させていただきます。またこの場で再度協議をいただきまして、確認をいただくということを考えております。</p> <p>確認を受けた暁には、12月上旬を目途といたしまして、県へ協議させていただくとともに、12月11日から19日の予定でございますけれども、シンポジウムという形で市町別の説明会を行わせていただく予定をいたしております。</p> <p>そのシンポジウムの主な内容は、まず開催市町の首長さんからごあいさつをいただき、事務局から新市まちづくり計画の内容及び協定項目の調整状況についてのご説明をさせていただきます。また、パネルディスカッションといたしまして、新市のまちづくりの夢や希望などにつきまして、地元市町長にも入っていただきまして、コーディネーターの方、パネリスト3名程度の中で夢を語り合いたいと考えております。その後、質疑応答をさせていただいて、この場で住民の皆さまのご意見を聞かせていただく、こういったシンポジウムを1</p>

<p>議長</p>	<p>2月11日から19日に予定させていただいております。</p> <p>なお、このシンポジウムの前後には、無料のハガキを付けました計画の概要版を全戸配布させていただきまして、シンポジウムの参加者だけではなくて、住民の皆さまからご意見をいただくということを考えております。</p> <p>なお、1月29日にごきます第7回合併協議会におきましては、これらの住民の皆さまからいただきました意見に対応した素案の修正につきまして、協議させていただきたいと思っております。</p> <p>2月の第8回の協議会には、計画案を提案させていただき、3月25日にごきます第9回合併協議会におきましては、計画案を協議いただき、計画として決定いただく予定をいたしております。</p> <p>以上が今後のスケジュールの報告でございます。</p> <p>事務局から今後のスケジュールにつきまして説明を申し上げましたが、このスケジュールについてご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようでごございましたら、新市まちづくり計画策定委員会から、その報告をいただきたいと思います。なお、本日は策定委員会の副委員長をお務めいただいております滋賀文化短期大学の谷口助教授にご出席をいただいております。谷口先生には策定委員会の運営に専門的な分野から指導・助言をお願いしております。こうしたことにつきまして、改めてお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>飯尾委員長さんと谷口副委員長さんには、前の席にご移動をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、お二人からご報告をお願いいたします。</p>
<p>新市まちづくり計画策定委員会委員長 (飯尾文右衛門)</p>	<p>ただいまご指名をいただきましたので、新市まちづくり計画策定委員会から、新市まちづくり計画の素案につきまして報告させていただきます。</p> <p>まず、策定委員会の議論の経過についてご報告をいたします。12ページをお開き願いたいと思っております。</p> <p>この策定委員会は、協議会から選出されました委員10名と、住民からの公募により選出された委員18名、学識経験者として、ここにお座りの谷口先生と西川先生にもご参加いただき、30名の体制で、新市全域にわたる広い視野に立ち、発展的かつ積極的な議論を行ってきたところでございます。</p> <p>7月12日の発足から4ヶ月という短い期間ではありましたが、各委員とも日程を調整いただき、毎回夜遅くまで熱心なご議論をいただ</p>

	<p>いたところでございます。</p> <p>議論を進めるうえで、30人の全体会ではなかなか全員の発言がいただきにくいであろうという配慮から、4つのグループに分け、様々な角度から議論をしていただきまして、それをもとに全員が討議をするという形で論点を深めていったところでございます。4つのグループで新市のまちづくりを議論いたしました。決してそのテーマを新市の施策にするという意味ではなく、そのテーマをもとに新市の施策全般を議論していったところでございます。</p> <p>4つのテーマについての整理を行いますと、次のページの「情報ネットワーク」をテーマとするグループの議論においては、新市にケーブルテレビを拡大し、地域の情報を積極的に発信することで、地域の一体感を育むとともに、情報先進都市への展望が開ける、などの議論がなされたところでございます。</p> <p>14ページの「愛知川」をテーマとしたグループの議論におきましては、河川を通じて環境を守り育てる取り組みや環境教育のほか、大凾まつりが行われている河川敷において全市的なイベントを一斉に行って、市民の交流とまちおこしをしていこう、といった議論がされました。</p> <p>次の「地場産業」をテーマとしたグループにおきましては、農業と環境産業をうまく結び付けた環境型産業の構築が熱心に議論されたところでございます。商工会議所からの委員さんも参画しておられますので、中学生意識調査で最も意見の多かった「おしゃれなまち」に、中心市街地が復活し、新市が豊かなまちとなるよう様々な意見交換も行ったところでございます。</p> <p>16ページの「観光・交流」のグループにおきましては、各市や町の持つ歴史や自然を大切にしながら、個性あるまちを生かした観光の活性化について、様々なアイディアが出されました。また、そうしたアイディアをばらばらにしたまちでなく、個性ある地域が連携することで、にぎわいのあるまちをつかっていこうという意見交換を行ってまいりました。</p> <p>これらの議論は夢の部分も含まれており、合併後10年間で実現するものではないものもあるかとは思いますが、これらの議論から具体的なまちづくり計画の主要施策が生み出されておりますことから、あえて策定委員会からの報告書に載せさせていただいております。</p> <p>第2章以下は、副委員長として策定委員会をご指導いただきました滋賀文化短期大学の谷口先生に、ご説明をお願いしたいと思っております。</p> <p>なお、財政につきましては、事務局から説明していただきます。谷口先生、よろしく願いいたします。</p>
--	--

新市まちづくり
計画策定委員
会副委員長
(谷口浩志)

皆さま、初めまして。滋賀文化短期大学の谷口と申します。今回、まちづくり計画策定委員会の副委員長ということで、素晴らしい新しいまちができていく、そういう非常にドラマチックな場面に立ち合わせていただくことができまして、大変ありがたく思っております。また、市民の方々の様々な意見を、私はこちらの住民ではございませんけれども、客観的な見方をさせてもらいながら、全体をまとめさせていただくお手伝いをさせていただいたというような次第でございます。

この協議会の会場の中からも10名の皆さんが策定委員会に出ただいておりまして、いつも夜遅くまでご討議をいただきまして、本当にありがとうございました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

座らせていただいて説明いたしますけれども、だいたい7時から始めまして、夜10時近くまで、毎回毎回、大変遅くまでご苦労いただきました。特に、女性の方もおられたのですが、女性に限らないわけですが、家族の方の食事とか、いろいろなことを片付けて夜の時間をつくっていただくということは、本当に並大抵のことではなかったのではないかと思います。こうして皆さんが協力していただいて、一つのものができてきたということで、大変感慨深いものがございます。皆さんとのとても楽しかった議論を今思い起こしております。

私の方からは、この計画書の17ページ以降になりますけれども、説明させていただきたいと思います。10分という時間を頂戴しておりますけれども、全般を詳細に説明しておりますと時間が足りなくなりますので、若干飛ばし飛ばしと言いますが、概略だけということになるかと思いますけれども、その点ご了承いただきたいと思います。

開いていただきますと、右側の18ページの下の方に「みんなでつくる うるおいとにぎわいのまち」というテーマと言いますが、新しい市の将来像というものが、ここに浮かび上がってきております。この将来像を決めるだけでも、実は委員会を3回開催させていただきまして、もちろんこれだけを議論していたわけではないのですが、その3回の中で様々なご意見をいただきながら、こうして一つの皆さんの一致した形での将来像というものが出てきたわけですが、ここに、将来新市のめざすべき姿というのが書かれているわけです。

4つのめざすべきまちの姿というものがあげられていますので、この4つについて若干説明をさせていただきます。

まず最初に、《地域が有する自然や歴史を大切にすまちをめざす》という部分がございます。新市は、それぞれ1市4町とも大変豊かな自然環境に恵まれた場所だということが共通して言えるのではないかと思います。

それとともに、万葉のロマンとか、あるいは近江商人の足跡などが

	<p>色濃く残されていて、歴史と文化、そういったものが自然とともに相まって、大変貴重な固有の文化を形成しているということが言えると思います。そういったものを大切にしていこう、そういうまちにしたいという思いが、この1つ目の将来像に込められているわけでございます。</p> <p>続きまして、《暮らしの豊かさを実感できるまちをめざす》というのがございますけれども、これは、いわゆる産業だけではなくて、人々の暮らしそのものも豊かにしたいということで、古くから企業とか、あるいは商業によって栄えたところ、それから農業が盛んなところ、様々な立地条件もありますけれども、それらが特にこの新市のエリアにおきましては、たいていのことがこのエリア内で間に合う。つまり、ある一定の条件の中で完結をした、そういう特質を持っているのではないかというのが委員の皆さん方からの一致した意見だったと思っております。</p> <p>自然もありながら、あるいはにぎやかな場所もありながら、産業もあり、そして人々が豊かに暮らすことのできる資源というものが集まっている。さらにそれをどうやって伸ばしていこうか。都市機能というものを、バランスよく発展させていくということがこれからの課題ではないだろうかということで、この部分があげられているわけです。</p> <p>3つ目の《心の豊かさがふくらむまちをめざす》という部分ですけれども、最近では、福祉関係のことが特に強調されるようになってきましたけれども、新市では既に各地で、住民参加によるいろいろな活動が行われてきています。</p> <p>特に福祉だけではなくて、歴史・文化とか、環境とか、特色のあるまちづくりの活動とか、あるいは生涯学習などを通して積極的に取り組まれているわけですが、そういった、これからの時代における多様な価値観に応じた自己実現を図る機会をさらに伸ばしていきたいということで、特に市民が主体的になって、自らの手で多様な取り組みを支援していく、そういうことを通して、一人ひとりが豊かなライフスタイルを実現できる、そういうまちをめざしていこうということでございます。</p> <p>4つ目の《個性ある地域の連携による交流のまちをめざす》という部分ですけれども、新市におきましては、交通条件とか、あるいは地域の自然資源、歴史資源などを活かして、地域それぞれ個性的なまちづくりを進めておられますけれども、特に八日市の市街地などは、古くから商業のまちとして周辺、特にこの1市4町からも買い物のお客さんが訪れておられます。また、近年になりまして、五個荘町の町並みとか、愛東町の方ではマーガレットステーション、特に永源寺町の方になるろうかと思いますが、鈴鹿の山並みを活かした自然体験施設とか、そういった地域資源を活かした取り組みというのが特に活発に行われてきております。</p>
--	---

	<p>そのことによって、他の地域から多くの観光客を呼んでおられるという、つまり、先ほど言いました一つの完結した地域であれば外資を稼いでいると言いますか、そういう経済的な基盤にもなり得る大きな資源であろうかと思うわけです。</p> <p>そのためにも、交通基盤あるいは情報基盤といったものが整備されていく必要がこれからは出てくるのではないだろうか。あるいは、それぞれの地域間の連携を強めて、多彩で魅力的なものをつくっていくと。さらには、市民交流とか、国内外の人たちとの交流といったようなものも積極的に図りまして、にぎわいのあるまちづくりと言いますか、活気のある、躍動感のあるまちづくりをしていきたい。そういう気持ちが集まったものが、この4つ目の文章になるかと思えます。</p> <p>それから、新市の体系と言いますか、23ページになりますけれども、施策体系というのが第3章にございます。A3版で折り込みの形になっておりますけれども、開いていただきますと、右側の施策の方向性につきましては、また後ほど事務局からご説明をいただきたいと思っておりますけれども、施策体系の左側の、将来像として大きく囲われている部分でございます。</p> <p>真ん中に、先ほどご説明しました「みんなでつくる うるおいにぎわいのまち」という言葉が入っておりますけれども、それを実現するためには、下に《めざすべきまちの姿》があって、これが先ほど説明しました4つのテーマということになります。</p> <p>ただ、そのテーマがあっても、実際にそれを実現していくためには、やはり市民の力と行政の力が「協働」という、つまり共に働かなくては、そういったものを実現することはできないということが一番のポイントにおきまして、《まちづくりの基本的な考え方》というところで、「市民と行政の協働(パートナーシップ)」という言葉をごここにあげさせていただきます。</p> <p>まちづくりの基本的な考え方につきましては、具体的にこの計画書の中で37ページにあげさせていただきます。お手数ですがけれどもご覧いただきたいと思っております。</p> <p>施策の方向性につきましては、行政が作成する総合計画とほとんど変わらない形になるかと思っておりますけれども、策定委員会の中では、この計画を実効性のあるものとするということが第一条件になるかということで話を進めてまいりました。行政だけに任せるのではなくて、やはり住民が自分たちも主体的に参加していく、あるいは参画していくというシステムが必要であろうということになりまして、通常こういうところまでは書かないのが普通かも知れませんが、皆さんの強い意向と、それから、やはりこれからの行政、あるいはまちづくりというものを考えていくには、こういった体制が不可欠ではないだろうかということで、住民参加システムというところまで思いをはせまして、こういう形であげさせていただきます。</p>
--	---

	<p>(1)協働のまちづくりの推進と書かれています。一般的には、だいたいこういう形で進められるのが通常かと思います。つまり、この絵を見ていただくとよくわかるのですけれども、これまでは行政によるサービスが主でありましたということで、左側の方に長方形によって囲まれた部分があります。縦に点線が入っているのは、それぞれの区分ということになるわけですけれども、それを右の方へ行きますと、サービス内容の拡充、つまり間口を広げて様々なところ、住民のニーズに対応できるようにしようと。広がるだけでは薄くなってしまいますので、それをどうやって厚みを持たせるか、つまり高度化していくか、サービスの質や専門性を向上させていくにはどうしたらいいかということで、そのためには、やはり市民、ボランティア団体、NPOといったような人たちによるサービスというものが、行政と連携することによって実現できるのではないか、そういうことを表しております。</p> <p>(2)住民参加を進める仕組みづくりとして、そのシステムを具体的にどういうふうと考えていったらいいのだろうかということのひとつの対応策、あるいは、そのシステムそのものになるかと思いますが、「まちづくり協議会」というものをここに設けてはどうだろうかということをご提案させていただいているわけでございます。</p> <p>地域ごとの課題に対応したり、地域独自のまちづくりを進める。この「地域」と言いますのは、新市全体を指す場合もございますけれども、さらには1市4町というエリアではなくて、もっと小さな、本当に皆さんが生活しておられる地域、そこに住んでおられる方の顔が見えるようなそういう地域まで含めて、そういう地域での特色というものを生かせるような方向性を考える必要があるだろうということで、どういう規模になるかということはまだわかりませんが、それぞれの状況に応じて、住民主体でこういう協議会を設置していただく。そのことによって、新しいその地域独自の、あるいはその地域の特性を生かした形のまちづくりというものを、どんどんと活性化させていこうではないかという考え方でございます。</p> <p>ここでは、「自治会連合会を核にして」と書かれております。基本的にはこういう形になるかと思うのですけれども、それは地域独自のものということですから、必ずしも自治会連合会のエリアということには限らないというふうにご理解いただければ結構だと思います。行政との協働、今まではどちらかと言いますと、行政からの仕事を住民がやらせてもらっているという感じなのですけれども、これから共に計画をして、共に仕事を進めていこう。それぞれの役割を分担しながら、住民サービスを充実していこうということでございます。</p> <p>それから、(3)議会・行政とのコミュニケーションということですが、それけれども、ただ「まちづくり協議会」をつくっただけでは、市も新しく大きくなりますので、行政とのコンタクト、コミュニケーションがな</p>
--	---

	<p>かなかとりにくいのではないかとということで、行政あるいは議会と「まちづくり協議会」とが話し合う場をぜひつくろうではないかというのが、この「まちづくり協議会」のイメージということで、38ページの上の方に図式化されております。こういった形での連携をとっていきたいということです。</p> <p>ここではコミュニケーションという言い方をしておりますけれども、行政や議会の意思決定を民意にいかんにか反映するか。あるいは、行政の透明性を高めるにはどうするか。そういうようなことを含めて、将来的には「まちづくり協議会」がプランを競う場としての活用、いろいろなところからプランがどんどんとあがってきて、それをこういった場で協議をしていただくというようなことになれば素晴らしいと思っているわけでございます。</p> <p>その細かな内容につきましては、38ページの下の方に、区域、運営、役割、拠点、行政の関与といったようなことで具体策が書かれているわけですが、このあたりについては、ご一読いただければ結構かと思っております。</p> <p>そういったことで、議会が民意の代表機関あるいは最終決定機関であることには変わりはありませんけれども、地域ごとの協議会ではなくて、全市的な協議会の集まりが、議会・行政といったようなところと定期的にコミュニケーションを持つことによって、行政の透明性を高めていけるのではないだろうかということが1つです。</p> <p>それから、議会がより一層民意を代表することができるのではないかとというのが2つ目になります。それから、個人参加が可能な協議会を想定していますので、例えば、何かの団体の代表者だけが参加するということではなくて、個人の資格でも参加できる協議会を想定しておりますので、小さな声でも拾い上げることができるのではないだろうかと思っております。</p> <p>さらには、合併したあと、周辺部の地域、特に周辺部というのは、ますます行政の中心から遠ざかっていくのではないかとご懸念を持たれているところも多いのではないかとと思っておりますけれども、そういうところの声をどうやって行政に届けるかということの解決策の1つにもなるかと考えております。</p> <p>また、そういった協議会同士でまちづくりを競い合うということによって、活気のある地域をつくることもできるのではないだろうかということです。</p> <p>それから、将来的には、まちづくり条例というものも視野に入れて考えていきたいということも考えております。</p> <p>ただ、ここで申し上げておきたいのは、まちづくり、市民活動というのは、今までのように、行政の責任ということで市民が知らん顔をしておるといわけにはいかないということです。自らが主体になって参画していく以上、市民の責任もはっきりとしていかなければなら</p>
--	--

<p>事務局次長</p>	<p>ないだろうということです。これは市民の方から出た声でありますから、非常に切実であり、あるいはまた責任感のある発言ではないかなと思っておりますが、そういう形でご意見を出されております。</p> <p>それから、合併後一気に全市協議会をつくろうということではなくて、やはり段階的にそれぞれの希望のあるところ、あるいは必要性のあるところから自発的な住民の方々の主体的な立場を尊重して、段階的に設置していきたいということを考えております。</p> <p>以上が、私の方から説明をさせていただく内容になります。また、後ほどご質問等いただければ結構かと思えます。</p> <p>続きまして、事務局から、新市の基本施策につきまして説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、委員長報告に続きまして、事務局から、残ります部分につきましてご説明を申し上げます。目次へ戻らせていただきます。</p> <p>この新市まちづくり計画の構成は、序論から始まりまして、第5章までの構成となっております。</p> <p>序論の中には、計画策定の意義と必要性、これからの行政上の課題、新市の概況、主要指標の見通しを書かせていただいております。</p> <p>7ページをお開きいただきたいと思います。人口の見通しを書かせていただいております。上から4行目になりますけれども、合併10年後には、概ね80,000人になると見込んでおります。なお、高齢化率については23.5%程度、そういったデータにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所のデータとして、下の方に引用させていただいております。</p> <p>その次の住民の意向の中の、アンケートにみる住民意向ならびに新市まちづくり計画策定委員会によるまちづくりの議論、こういった部分については委員長報告がございましたので、説明は省かせていただきます。</p> <p>19ページにまちづくりの基本的な方向がございますので、お開きいただきたいと思います。</p> <p>まちづくりの基本的な方向といたしまして、6つの柱を設けてございます。(1)住民が主役となるまちづくり、(2)人と環境にやさしいまちづくり、(3)誰もが笑顔で暮らせるまちづくり、(4)次代を担う人材を育むまちづくり、(5)地域の活力を生み出すまちづくり、(6)市民生活、地域経済を支えるまちづくり、以上の6つでございます。</p> <p>これらを実現するための都市構造につきましては、22ページのとおりと設定させていただいております。</p> <p>この都市構造図を説明させていただきますと、まず、縦横に走る大きなマルがございます。これは都市間交流軸で、概ね国道をイメージしておりまして、やや小さめのマルにつきましては、市内各地域の連携を図ります地域間交流軸、ならびに白マルでございますが、私鉄駅</p>
--------------	--

	<p>ないしはインターチェンジの交通ターミナルを考えております。</p> <p>また、左上から右中央にいきます線につきましては、愛知川とその周囲における各種の交流の強化を図ります自然と文化の交流軸、ならびに上から左下への軸につきましては名神高速道路でございますが、国土連携軸を表しております。</p> <p>今後拡大します新市の都市構造は、これらの軸と、市役所を中心とした都市拠点、各町ごとでございます地域拠点を中心として、大きく4つのゾーンに分けてございます。21ページの上4つです。</p> <p>『にぎわい文化創造のゾーン』におきましては、商業や文化、住宅など中心市街地としての各種の専門的な機能の強化を図り、にぎわいの創出に努めることとしております。</p> <p>『田園文化創造のゾーン』におきましては、農地、農村集落といった美しい自然と調和した田園環境の整備、保全を行うとともに、農業の高付加価値などに向けた取り組みを行うこととしております。</p> <p>『歴史文化創造のゾーン』におきましては、歴史的建物、その周囲に広がる景観、伝統や文化を保全するとともに、観光交流などへの積極的な活用を行うこととしております。</p> <p>『森林共生のゾーン』におきましては、豊かな自然環境の保全を行うとともに、森林のもつ健康保養機能、観光、教育などの場としての交流機能を高めることといたしております。</p> <p>具体的な事業の内容につきまして、24ページでご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、(1)住民が主役となるまちづくりでございます。</p> <p>市民主体のまちづくり自治システムの構築でございます。2つ目の・印にございますが、新たなまちづくりシステムの構築につきまして、これは先ほど谷口副委員長からご報告をいただきましたとおりでございます。1つ飛びまして、地域色豊かな市民主体のまちづくり活動を支援するため、合併特例債を活用いたしましたまちづくり基金を設置することといたしております。</p> <p>地域の一体感を生む市民間交流の推進でございますが、全市的なイベントの創出を行うとともに、ケーブルテレビ網を活用し、地域間交流を促進する仕組みを構築することといたしております。</p> <p>多様な交流活動の展開でございますが、これまで行われてまいりました国内交流、国際交流を引き続き実施するとともに、琵琶湖の源流域として、流域下流の都市部と農山村との交流などを新たに組み込むことといたしております。</p> <p>お互いを認め合う人権尊重のまちづくりでございますけれども、様々な機会を通しまして、人権教育の推進、人権擁護意識の高揚を図り、あらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりを進めることといたしております。</p> <p>一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現を図るために、あらゆる</p>
--	---

	<p>る分野で男女が対等な立場で参加できる環境づくりを図りますとともに、ドメスティックバイオレンスなど女性の人権侵害から守る相談体制の強化を図ることといたしております。</p> <p>25ページには、その主な事業を書かせていただいております。</p> <p>26ページ、(2)人と環境にやさしいまちづくりでございます。</p> <p>豊かな自然環境の保全と活用でございますが、市民自らがボランティア活動を通じまして山林保全に貢献する仕組みを構築するとともに、地域に潤いを与えております河川につきましては、多自然型工法などによる河川整備によりまして、環境共生型河川の実現を図ります。また、河辺林や鎮守の森といった里山の保全、再生にも努めることとしております。</p> <p>環境にやさしい循環型社会の構築でございますが、持続可能な社会の実現のため、環境基本条例の制定を行い、またゴミの減量化とリサイクル・リユースによる循環型社会の形成を進めます。例えば、菜の花エコプロジェクトの推進や、環境学習拠点におけます市民意識向上のための学習機会の提供等を積極的に進めます。</p> <p>また、最後の・印でございますが、環境に配慮した事業活動の普及を図るため、公共施設における環境管理システムの導入や、市民のグリーン購入などの一層の推進を図ることとしております。</p> <p>自然の水循環に配慮した上下水道の充実でございますが、安定的な上水道の水供給を図りますとともに、公共下水道の早期整備、農業集落排水の管理を適正に行うこととしております。</p> <p>快適な暮らしを支える良好な住環境づくりでございますが、次のページをおめくりいただきまして、2つ目の・印でございますが、豊かな自然を活用した公園や緑地の整備、親水空間の整備に努めることといたしております。</p> <p>でございます。2つ目の・印でございますが、地震など大規模災害に対応するため、小中学校や庁舎などの耐震強化を進めるほか、ケーブルテレビ網などの情報通信網を活用した防災ネットワークを早急に構築することといたしております。</p> <p>1つ飛びまして、交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向けまして、高齢者や障害者やすべての人にやさしい歩道・信号機など、交通安全施設の整備・充実を図ることとしております。</p> <p>29ページ、(3)だれもが笑顔で暮らせるまちづくりでございます。</p> <p>健康づくりの推進でございますが、3つ目の・印でございます。健康づくりを個人の努力だけに任せず、家族、地域、職場の一人ひとりが考え、支援する環境づくりを、市民参加のもと新市全体で推進することといたしております。</p> <p>互いに支える地域福祉の充実でございますが、自治会や集落単位の保健活動を推進し、支援ネットワークの構築や地域福祉ボランティアの充実を行いまして、互いに支え合う福祉意識の高い地域づくりを</p>
--	--

	<p>進めることといたしております。</p> <p>また、3つ目の・印にございますように、地域福祉を支えるセクターといたしまして、NPO、地域団体、ボランティア団体の育成や支援に努めることといたしております。</p> <p>高齢者福祉の充実でございますが、高齢者の有する知識や経験を地域に役立てる仕組みづくりや、高齢者の積極的な社会参画による生きがいづくりを進めることとさせていただきます。また、痴呆についての理解を深め、予防を兼ねた健康教室を開催し、早期発見、早期対応に努めることとさせていただきます。</p> <p>30ページの 障害者（児）福祉の充実におきましては、障害の早期発見、早期対応、障害児教育の充実を進めます。また、施設と地域が一体となったグループホームなど地域における在宅生活拠点の充実を図ることといたしております。</p> <p>31ページ、(4)次代を担う人材を育むまちづくりでございます。</p> <p>安心して子どもを産み・育てられる環境づくりでございます。この におきましては、少子化対策に積極的に取り組む姿勢を書かせていただいております。</p> <p>この中では、計画的に総合的な施策を展開いたしまして、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを産み育てる者が真に誇りと喜びを実感できる社会の実現に向けた環境づくりに努めることといたしております。その中で、保育サービスの提供、幼稚園・保育園の連携、母子保健・乳幼児医療の充実等につきまして、環境整備に取り組みいたします。また、家庭教育に関する学習機会、相談事業の充実、児童虐待の防止に取り組むことといたしております。</p> <p>子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成でございますが、4つ目の・印にございますように、学校校舎の耐震強化を図るとともに、快適な学習環境の整備を図ることといたしております。</p> <p>生涯にわたる学習機会の充実でございますが、市民の学習ニーズに的確に対応していくため、公民館等を活用して各種の生涯学習プログラムの充実に努めます。</p> <p>また、3つ目の・印にございますように、市民の交流、ボランティア活動、芸術、文化、生涯学習活動などの市民活動を進める拠点の整備を行うことといたしております。また、スポーツ施設の整備充実も図ることといたしております。</p> <p>地域文化の保存・継承・創造でございますが、地域に残される伝統的な価値の高いまちなみの保存、修理、修景に努めることといたしております。</p> <p>33ページの(5)地域の活力を生み出すまちづくりでございます。</p> <p>新産業の育成と既存産業の活性化でございますけれども、福祉、環境など地域の多様なニーズを解決します小規模なコミュニティビジネスの展開や、ベンチャー企業などの新たな事業参入のほか、社会貢</p>
--	--

	<p>献、地域生活を支援するNPOなどの活動を支援することといたしております。</p> <p>地域資源を活かした観光交流産業づくりでございますが、市内に点在いたします歴史や自然資源をネットワークするとともに、新たな交流拠点の形成を行い、観光交流による地域振興を進めることといたしております。</p> <p>4つ目の・印でございますが、農村地域におきましては、農村宿泊や観光農業などの都市農村交流を通じまして、都市圏との新たな関係を築きますアグリツーリズムを進めることといたしております。</p> <p>地域の多面機能を有する農林業の活性化でございますが、農業基盤の整備や産地化を図る中で、安定的な担い手を育成するとともに、3つ目の・印でございますように、家畜糞尿、生ごみなどの堆肥化に努めまして、環境にこだわった循環型農業の確立をめざすことといたしております。</p> <p>34ページの にぎわいを生む地域商業の活性化でございますが、市民の交流や遊びの空間として、魅力的で活力あふれる商店街の活性化を進めます。そのために、2つ目の・印でございますが、おしゃれなまちのにぎわいの場として、新たな事業者進出の支援を行いますほか、交流機能やコミュニティFMなどの情報拠点の形成にも努めることといたしております。</p> <p>最後の柱、(6)市民生活、地域経済を支えるまちづくりでございます。</p> <p>市内道路ネットワークの充実でございますが、国道421号の整備改良や国道307号バイパスの早期実現を図りまして、広域交通軸の確立を図ります。また、国道8号の渋滞緩和対策や愛知川左岸道路の整備、愛東・八日市間及び八日市・近江八幡間の道路整備などによりまして、市内外の道路ネットワークを整備強化していくことといたしております。また、ゆとりある歩道、自転車道路ネットワークの整備にも努めます。</p> <p>4つ目の・印でございますが、河川改修にあわせ橋を増設し、兩岸地域の連携を高める愛知川の新橋構想の推進を図ることといたしております。</p> <p>公共交通ネットワークの充実でございますが、路線バス及びコミュニティバスの路線延長及び鉄道との連携の見直しによりまして、より利便性が高く快適な交通ネットワークを構築することといたしております。</p> <p>情報基盤の拡充でございますが、魅力ある情報先進都市をめざしまして、ケーブルテレビ網を全市に整備し、地域間情報の格差を是正することといたしております。</p> <p>計画的な土地利用・基盤整備の推進でございますが、2つ目の・印でございますが、幹線道路整備に伴います無秩序な土地利用を抑制しまして、自然環境に配慮しながら計画的な周辺市街地整備を図るこ</p>
--	---

	<p>といたしております。</p> <p>河川整備・治山対策の推進でございますが、愛知川、蛇砂川などの河川改修や市街地の排水対策を早急に進めますとともに、親水空間としての役割を発揮するため、河川共生型の河川の整備を進めることといたしております。</p> <p>次の37ページ・38ページにつきましては、谷口副委員長からご説明をいただきましたので、省略させていただきます。</p> <p>40ページ、4. 県事業の推進でございますが、新市のまちづくりと関連する県事業につきましては、県と調整のうえ、効率的な事業運営に努めることといたしております。分野別に抽出いたしました事業を主な県事業の中で書かせていただいておりますが、内容につきましては、今後また県と調整させていただくこととしております。</p> <p>41ページの第4章、公共的施設の統廃合でございます。</p> <p>1つ目に、公共的施設の統廃合と適正配置につきましては、住民サービスの低下やサービスの急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や地域間バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本としております。</p> <p>2つ目には、新市の市役所につきましては現八日市市役所、現役場は新市の支所として、また現支所につきましては出張所として活用を図ることといたしております。また、この施設間につきましては、情報ネットワーク化を図ることといたしております。</p> <p>なお、保健センター・診療所・保育所・幼稚園・小中学校・給食センター・図書館・公民館・体育施設などの施設につきましては、現行どおり存続することを基本といたしております。こういったことが第4章でございます。</p> <p>第5章、財政計画でございます。財政計画につきましては、合併後の平成17年度から平成26年度までの10年間につきまして、歳入歳出それぞれの項目ごとに作成したものでございます。</p> <p>42ページから44ページまでまたがっておりますが、詳しくは別冊として財政計画の補足資料を付けてございますので、そちらの方で説明させていただきます。横長のA3の資料がございますので、お開きいただきたいと思います。</p> <p>表紙をおめくりいただきますと、財政推計の基本的な考え方と積算基本根拠を書かせていただいております。全体的な考え方といたしましては、現段階で考えられる基本的な事項を条件といたしまして、新市まちづくり計画での主要事業や合併協議会におきまして確認された内容を踏まえまして、財政計画の素案を作成したものでございます。</p> <p>積算基本根拠の中にもございますが、建設計画における財政計画は、合併後10年間分を表示させていただいておりますが、この補足資料の中では、合併後15年間で推計期間として作業をさせていただきました。</p>
--	---

	<p>この資料の2ページから5ページにおきましては、歳入歳出項目の条件設定についての説明、6ページにおきましては、主な項目についての増減の説明をさせていただいております。</p> <p>また、7ページ・8ページにおきましては、合併推計・単独推計の各々の15年分を示させていただいているところでございます。なお、8ページの単独推計につきましては、国庫補助金や交付税が減少する中で、サービスや公共投資を維持した場合に、1市4町が単独で財政運営を行った場合の収支を機械的に計算したものでございまして、投資額の増減や基金の取り崩しなど、市町村運営上の調整は行っておりません。こういった観点でご覧いただき、ご参考にしていただければ幸いです。</p> <p>2ページの歳入歳出の主な項目の設定について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>地方税でございます。個人均等割でございますが、合併後は人口が5万人以上となりますので、平成18年度以降につきましては、単価を2,500円とさせていただいております。</p> <p>また、都市計画税におきましては、現時点では都市計画税の調整が未確定でございますので、平成21年度までは単独推計の額といたしまして、平成22年度以降につきましては、安全を見て除外させていただきます。</p> <p>地方交付税のうち普通交付税につきましては、毎年2.5%ずつ削減することといたしておりますが、国の合併支援制度がございまして、平成17年から26年度までは、各年度の単独推計額を計上いたしまして、27年から31年度までは新市における本来の普通交付税額まで逡減させる計算をしております。</p> <p>また、各4町の市制移行に伴います生活保護費の算入額を増額させていただいております。なお、普通交付税の合併補正がございまして、5年間均等で年額1億7千万円余りをのせさせていただいております。</p> <p>特別交付税でございますが、普通交付税と同様、年2.5%ずつ削減をさせていただいております。また、合併後1年目から3年目におきまして、総額7億9千8百万円余りの包括的支援措置がとられることとなっておりますので、その部分について計上させていただいております。</p> <p>3ページへ移らせていただきます。国庫支出金の算定でございますけれども、普通建設事業および生活保護費以外の部分につきましては、年率2.0%ずつ削減させていただいております。普通建設事業分につきましては、事業費に合わせて変動させております。また、生活保護費分につきましては、それに係ります扶助費の4分の3が国庫として交付されると推計しております。また、国からの支援措置として、合併後17年から19年度の3カ年、総額で5億7千万円が交付されるこ</p>
--	---

	<p>ととなっております。</p> <p>県支出金につきましては、国と同様、普通建設事業費以外につきましては年率2%ずつ削減しております。また、県からの合併支援特例交付金が、5年間均等で総額5億円交付される予定となっておりますので、計上させていただいております。</p> <p>いくつか飛びまして、繰入金でございますけれども、退職金がしばらく一定額が見込まれることから、退職金が単年度5億円を超える年につきましては、その差額を退職手当基金から繰り入れることとさせていただいております。</p> <p>一番下の地方債でございますけれども、地方債につきましては、通常分と合併特例債分に分けて計上させていただいております。通常分につきましては、各年の普通建設事業費の財源として見込んだ額、合併特例債につきましては、合併特例債対象事業費の95%を起債として計上させていただいております。</p> <p>償還年限につきましては、備考欄でございますとおり、通常分は20年、金利2%、合併特例債につきましては償還期限15年、金利2%で計上させていただいております。15年と20年の違いでございますが、特例債の中にはコンピュータ等の機器も想定しておりますことから、20年とは違う15年という設定をさせていただいたところでございます。</p> <p>4ページの歳出へ移らせていただきます。人件費でございますけれども、議員報酬手当でございます。議員定数につきましては、協定項目の中で平成17年10月末までは72人、それ以降につきましては24人というふうに確認いただいておりますので、それに沿った算定、ならびに特別職の給与につきましては、現時点で20人おられます四役が4人になるということで計算させていただいております。</p> <p>職員給につきましては、類似団体を参考といたしまして、平成15年4月段階で766人おりますけれども、平成31年度までの合併後15年間で120人程度削減することを目標として計算させていただきました。</p> <p>物件費でございます。物件費は、電気代や事務用品、施設の管理委託料が含まれるものでございますけれども、これにつきましては類似団体の人口一人当たりの歳出額を参考といたしまして、段階的に削減させていただいております。</p> <p>5ページの投資的経費でございますが、先ほど起債の方でも申し上げましたが、通常分と特例債事業分に分けて計上させていただいております。</p> <p>いずれにおきましても、新市まちづくり計画に基づきます主要な経費ならびにその他の建設事業を見込んでおりまして、合併後、前半の概ね5年間を目途といたしまして、新市としての課題を早期に解決するための事業と継続事業を計上させていただきまして、後半におきま</p>
--	---

	<p>しては、公債費の増額に対応いたしまして、抑制基調で試算させていただいているところでございます。</p> <p>1つ飛びまして、積立金でございます。積立金の中で合併特例債を活用した新市まちづくり基金を造成することとしておりまして、平成17年度に一括して33億2千5百万円を積み立てることとしております。これについては、この特例債を使った基金の造成が制度上認められておりますことから、合併後10年目以降、交付税が一本算定で減少する中で、様々な財政需要に対応できる貯金を持つということで、現在計上させていただいております。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、6ページに、合併による将来財政予測の主な項目について、再度表現をさせていただいております。特別職の減少につきましては今ほど申し上げたとおりでございます。20人が4人、議員72人が24人、職員については766人が642人ということを考えておりますが、職員数の抑制につきましては、15年間で同規模団体の自治体職員数への移行を想定しておりますが、新市の組織機構をもとに適正な人員配置を検討いたしまして、早期にこの目標が達成できるように努めることといたしたいと思っております。</p> <p>また、人件費のうち職員給につきましては、その下の図の方で表示しております。合併をすることによりまして、住民サービスを維持しながら現在の職員数よりも少ない人数で運営することが可能となりますことから、平成26年時点で年間約6億円の削減効果が期待できるものと考えております。</p> <p>また、その下の物件費でございますけれども、合併当初は電算システム等の統合で臨時的な支出が想定されますけれども、行政運営の効率化を図ることによりまして、平成26年時点で年間約5億6千万円の削減効果が期待できるものと想定しております。</p> <p>右の投資的経費の推移でございます。合併を行った場合には、合併特例債を活用いたしまして、新市まちづくり計画に基づきます新たなまちづくり事業が可能となります。新市の一体性の確保、均衡ある発展を早期に実現するため、合併後5年間で集中的に投資を行うことを想定いたしまして、このような事業量を現在では想定いたしております。</p> <p>また、その下の公債費の推移でございますけれども、上記の特例事業を行います関係で公債費が増額することとなりますが、将来的には、合併しない場合とほぼ同じ水準に下がってまいります。地方交付税につきましては、公債費の関係で増える部分と、合併直後の臨時的な経費で地方交付税が増額されることから、合併しない場合よりも上回っております。</p> <p>なお、下の印のところにもございますように、合併をした場合には、合併前の旧の市町村が存在するものとして見なされた計算額の交付税額が合併後10年間は保証され、その後5年間で本来の額まで段</p>
--	--

<p>新市まちづくり計画策定委員会委員長 (飯尾文右衛門)</p>	<p>階的に引き下がってくるということを書かせていただいております。</p> <p>また、住民説明会では、こういったデータを用いまして、わかりやすく財政計画についてはご説明をしてみたいと考えております。</p> <p>7ページ・8ページにつきましては、細かいデータが入ってございますが、本日の説明は省略させていただきまして、ご覧いただければ幸いです。</p> <p>なお、用語の説明を9ページならびに10ページに書かせていただいております。</p> <p>また、一本算定など国の財政支援制度、県の財政支援制度につきましては10ページでございますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、新市まちづくり計画につきましの事務局からの補足説明を終わらせていただきます。飯尾委員長、よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。以上が素案の説明でございます。</p> <p>策定委員会は、タウンウォッチングを通じ、各市町の持つ歴史・文化・自然を理解し、住民意識調査の結果分析などから、個人的な意見としてではなく、1市4町の住民の願いを把握しながら議論をしてきたところでございます。</p> <p>本日報告させていただきました素案は、こうした策定委員会からの議論の積み上げであることを尊重いただきまして、合併協議会において熱心な議論をいただくことをお願いしたいと思っております。</p> <p>なお、策定委員会は、素案が11月の合併協議会で確認される段階で、概ねその責務を終えたものと考えられます。11月17日に、第10回目の委員会を開催することとしております。その場におきまして、協議会からいただいたご意見やご質問を再度検討いたしまして、必要であれば修正をしていただきたいと思いますと考えております。ぜひ、この場におきましてご質問、ご意見をお願いいたしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>策定委員会から報告をいただきまして、また谷口先生からも補足をいただき、事務局からも説明を申し上げました。これらにつきまして、皆さんからご意見や、また疑問な点がありましたら、お出しいただきたいと思っております。</p> <p>なお、先ほどスケジュールについてご説明を申し上げましたけれども、新市まちづくり計画を提案させていただいて協議いただくのは、2月あるいは3月になろうと思っております。提案するまでには、当然のことではありますけれども、今も説明がありましたとおり、住民の皆さんの意見もお聞きし、そしてまた、反映できるものはぜひ表現していきたいと思っております。しかし、住民の皆さんのご意見をお聞きするためにも、一定の情報として提供していく必要もございまして、本日報告いただきましたこれらをもとにして情報提供し、そしてまたご意見も聞いていくと、こういう作業を進めたいというように思っております。</p>

<p>新市まちづくり計画策定委員長</p>	<p>おります。</p> <p>今の時点で何かご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。一瀉千里<small>いっしやせんり</small>で説明いたしましたので、おわかりにくい点があったかもわかりませんが、ご遠慮なくどうぞ。</p>
<p>議長</p>	<p>今日ご説明しただけでは、おわかりにくいと思います。お持ち帰りいただきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、お手元に配付いたしております用紙がございましたので、事務局気付で策定委員長の私まで、11月10日(月)を目途としてお寄せいただければ幸いです。どうかひとつよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま委員長からお願いがありましたように、来る11月10日までにご意見をいただければ、誠にありがたいと思っております。ご説明申し上げて、すぐご意見をというわけにもまいらないと思いますので、申し上げましたように、11月10日までにご意見をいただきたいということでもあります。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、委員長、谷口先生、本日は、大変お忙しいところを誠にありがとうございました。引き続きまたご指導いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それではここで、しばらく休憩したいと思います</p>
<p>司会</p>	<p>遅くなっておりますが、5時から再開をお願いしたいと思います。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>次回で協議いただく提案事項の説明に入るわけでありまして、本日は7件の提案説明をさせていただきます。時間の都合もございますので、7件についてそれぞれ一括説明をさせていただきますので、その後で不明な点がありましたらご質問をいただくという運びにしたいと思いますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から順次説明をいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議第33号から説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。「協議第33号 使用料、手数料等の取扱いについて」でございます。</p> <p>資料 1の上のところ、調整方針をあげております。使用料及び手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担公平の原則」から可能な限り合併時の統一に向け調整する。ただし、各市町において入館料を定めている施設については、現行のとおりとする、</p>

	<p>という調整方針でございます。</p> <p>まず、現在の1市4町の現況で使用料を定めている施設を、生涯学習関係施設、スポーツ施設、福祉施設、地域総合センター、勤労者福祉施設、産業振興施設と分けまして、それぞれあげさせていただいております。これらの施設につきましては、具体的な調整といたしましては、同一あるいは同種の公共施設の使用料については、次の考え方に基づいて合併時に統一する、というものでございます。</p> <p>6点ございまして、1点目が、市民が利用しやすく、わかりやすい料金体系とする。2点目は、料金設定にあたっては、施設の規模・形態・設備や床面積等を基準といたします。3点目、野球場(グラウンドを含む)及びテニスコートについては、ナイターの照明料を設けさせていただきます。4点目は、土曜日・日曜日・祝日の料金を別設定の現行がございしますが、これは行わない、割増料金を設定しないということでございます。5点目ですが、冷暖房の使用期間につきましては、使用料を50%割増しさせていただく。市外の方の利用につきましては、使用料2倍を設定させていただくと、そういうことで統一を図りたいと考えております。</p> <p>2枚目の下の方に、入館料を定めている施設をそれぞれあげております。この施設につきましては、先ほど申し上げましたように、現行の入館料とさせていただきます。</p> <p>それから、資料 3の手数料でございますが、住民の皆さま方に関係する戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、税、狂犬病の予防、その他に分けて現行額をあげさせていただいております。戸籍、狂犬病につきましては、全市町同じでございますが、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、税の証明、その他諸証明で300円・200円との差がございしますが、300円という単価に統一させていただきたいという提案でございます。</p> <p>最後のページは、先進地の例をあげさせていただいております。以上が、協議第33号の提案でございます。</p> <p>続きまして、「協議第34号 補助金、交付金等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。この取扱いについての調整方針は、表紙の下の方の枠の中に書かせていただいております。3点に分けて調整していきたいと考えております。</p> <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整させていただきます。</p> <p>1点目は、各市町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整をさせていただきます。</p> <p>2点目は、各市町独自の補助金等については、従来からの実績等を考慮し、市域全体の均衡を保つように調整をさせていただきます。</p> <p>3点目は、整理統合できる補助金等については、統合、廃止できる</p>
--	---

	<p>ように調整させていただきたいと考えております。</p> <p>資料1・2につきましては、補助金、交付金の中での主なものをあげさせていただいております。資料3につきましては、先進地の例をあげさせていただいております。</p> <p>以上が、協議第34号でございます。</p> <p>次に、「協議第35号 広報広聴関係事業について」の提案でございます。調整方針は、横長の資料の方の上に4点掲げさせていただいております。</p> <p>まず1点目が、広報紙については、合併時に統合し広報活動の充実に努める。2点目が、放送による広報については、現行のとおりとする。但し、住民サービスの公平性を考慮し、新市においてケーブルテレビを導入する。3点目が、ホームページについては、合併時に新市のホームページを開設し、充実した行政情報の発信に努める。4点目は、広聴については、新市において広聴活動が充実するよう調整に努める。以上4点でございます。</p> <p>具体的な内容につきまして、広報紙につきましては、各市町それぞれ現在発行をさせていただいておりますが、新市におきましては、発行回数月1回で、スタイルはA4版、新聞折込みを基本といたしまして、新聞未購読者には郵送で配布させていただき、市外在住のご希望の方には、原則送料を負担していただいております。</p> <p>放送による広報につきましては、先ほど申し上げましたように、新市においてケーブルテレビを導入させていただくという調整方針でございます。</p> <p>ホームページにつきましては、各市町、現在ホームページをお持ちでございますが、新市のホームページの内容を検討いたしまして、合併時点で新市のホームページが開設できるように進めたいと考えております。</p> <p>広聴活動につきましても、いろいろな形で進めていただいておりますが、新市につきましても、広聴、市民相談等の充実に努めていきたいと考えております。</p> <p>資料1につきましては、先進地の状況をあげさせていただいております。</p> <p>以上が、協議第35号の説明でございます。</p> <p>次に、「協議第36号 上・下水道事業について」のご説明を申し上げます。調整方針につきましては、横長の資料の上に3点をあげさせていただいております。</p> <p>1つ目でございますが、八日市市上水道事業と五個荘町上水道事業につきましては、新市の上水道事業として実施する。永源寺町の簡易</p>
--	--

	<p>水道事業につきましては、新市の簡易水道事業として実施いたします。愛東町と湖東町の上水道事業につきましては、広域行政でお決めをいただきましたように、愛知郡の広域行政組合で現行どおり実施をいたします。</p> <p>2点目でございますが、公共下水道事業に係る使用料につきましては、平成17年度から統一いたしまして、また受益者負担金(分担金)につきましては、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>3点目の農業集落排水事業に係る使用料金につきましては、平成17年度から統一いたします。受益者分担金につきましては、合併時に統一いたしまして、新規の加入金につきましては現行のとおりとさせていただきます。農業集落排水事業に係ります施設の管理積立金を現在いただいている市町がございますので、それにつきましては、合併時までには清算させていただきます。</p> <p>具体的な調整につきましては、まず水道事業でございますが、水道事業は、先ほど申し上げましたように、3つの方式で現在実施しておりますので、そのまま実施させていただきます。ただ、八日市市と五個荘町の水道料金につきましては、新市におきまして、施設の計画・財政計画を立てまして、それに基づいて料金を統一するように、合併後段階的に調整させていただきます。永源寺町の簡易水道の水道料金につきましては、合併時までには調整させていただきます。愛東町・湖東町の水道料金は、先ほど申し上げましたように、広域の行政組合で定める額とさせていただきます。</p> <p>資料 3 をご覧いただきたいと思いますが、水道の加入金の現状を書かせていただいております。それぞれ差がありますので、八日市市と五個荘町の加入金につきましては、先ほど水道料金の改定段階に行うというふうにご説明を申し上げましたが、その改定と合わせて、合併後に調整をさせていただきます。永源寺町の加入金につきましては、当分の間現行のとおりとさせていただきます。愛東町・湖東町の加入金につきましては、組合で定められた額とさせていただきます。</p> <p>次に、公共下水道でございますが、現在、下水道につきましては、この現況にあがっておりますように、計画がなされており、現在実施をされております。永源寺町につきましては、農業集落排水事業のみでございます。下水道事業はございません。公共下水道事業につきましては新市において計画的に整備をさせていただきます。</p> <p>次に、公共下水道の使用料でございますが、平成17年4月分から統一いたしまして、その算定方式につきましては、従量制をとらせていただきます。料金体系につきましては、下の表にあげさせていただきます。これは1ヶ月についての額でございます。</p> <p>5でございますが、今申し上げましたのは家庭用でございますが、特定排水それから公衆浴場等の大量に水を使われるところの料金体系は、その表に掲げているとおりでございます。</p>
--	--

	<p>それから、排水量の認定につきましては、そこに3点あげておりますように、水道料を基本とする算定、それから、井戸水を使われている場合は一人につき1ヶ月7トンで認定させていただく。両方お使いの場合は、7トン×人数か、上水道の使用水量を比較させていただいて水量とみなすという方式でございます。</p> <p>受益者負担金につきましては、これまでかかりました費用をもとに算定いたしておりますので、現行の各処理区分で定めた額とさせていただいております。ただ、今後、農業集落排水施設を公共下水道に接続される場合には、農業集落排水施設の時に負担金は出されておりますので、徴収しないという方針を決めていただいております。</p> <p>次に、資料6でございますが、農業集落排水施設につきましては、ここにあげておりますように、各市町でいろいろな地区で事業をされております。それにつきましては、計画的に整備をする。また、現在の各施設につきましては、適正な維持管理をするというふうな調整方針でございます。</p> <p>資料8をご覧いただきたいと思えます。農業集落排水事業の使用料につきましても、公共下水道の事業に、平成17年4月分から統一して徴収させていただきます。ただし、店舗・事務所等の使用料については合併時までに調整させていただきます。使用料につきましては、その下に掲げている基本料金と人数割で算定させていただきます。</p> <p>分担金につきましては、合併時に統一させていただきます。新規の加入金につきましては、各施設でそれぞれ、今まで管理組合が定めておかれる料金等でございますので、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>それから、施設の管理の積立金につきましては、五個荘町が公共下水道と同じ形でされておりますので、積立金はございませんので、施設管理積立金につきましては、合併時までに清算させていただくという方針でございます。</p> <p>次のページの資料1と資料2につきましては、先ほど申し上げました公共下水道の新しい体系での料金、各世帯人員ごとに、旧の料金との比較をさせていただいている表でございます。</p> <p>それから、資料2につきましては、農業集落排水事業にかかる使用料の現在の状況、それから、新市での料金体系の各世帯人員ごとの料金体系を示させていただいております。</p> <p>最後の資料3につきましては、先進地の状況をあげさせていただいております。</p> <p>以上が協議第36号の提案でございます。</p> <p>次に、「協議第37号 病院(診療所)関係事業について」の説明をさせていただきます。</p> <p>調整方針は2点ございまして、現在、診療所につきましては、永源</p>
--	--

	<p>寺町、愛東町及び湖東町で運営されております。この診療所につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。2点目でございますが、各診療所で診断書の手数料をお決めいただいておりますが、これは合併時に統一させていただきます。統一内容につきましては、具体的な調整欄の右の欄に掲げている手数料料金にさせていただくという提案でございます。</p> <p>最後のページは、先進地の例をあげさせていただいております。</p> <p>続きまして、「協議第38号 国民健康保険事業について」のご説明を申し上げます。</p> <p>調整方針が4点ございます。1点目は、国民健康保険料(税)は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から保険料として統一させていただきます。2点目は、保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付・出産資金貸付は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一して実施させていただきます。3番目、国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置させていただきます。4点目でございますが、福祉医療費助成・福祉施術費助成の内、県の補助制度によるものは県制度のとおりとし、市(町)単独事業につきましては、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成17年度から統一して実施する事業と、平成16年度をもって原則として廃止する事業に区分をさせていただきます。</p> <p>まず、国民健康保険料(税)でございますが、現在、八日市市が保険料、他の町は保険税という形で賦課等をされております。賦課方式と料率ですが、賦課方式につきましては、所得割・均等割・平等割の3方式とさせていただきます。保険料率につきましては、直前の医療費の動向を考慮して、新市において設定させていただきます。</p> <p>この中で、現在は各町で資産割という欄がございますが、八日市市は資産割がございません。資産割は、その方がお持ちの家屋・土地にかかるものでございますが、現在、資産は土地・家屋だけではなく預金等でお持ちの方、いろいろな方がございます。それから、資産を市外にお持ちの方もございますので、新市においては資産割を導入しないで、3方式とさせていただきますということでございます。</p> <p>次に、賦課期日は4月1日、これはどの市町も同じでございますので現行どおりとさせていただきます。納期につきましては、現在12期・10期がございましたが、10期に統一させていただきます。6月から3月までの10期とさせていただきます。</p> <p>資料 2の保険給付事業でございますが、各市町それぞれ現在給付をしていただいておりますが、保険給付事業のうち葬祭費につきましては、50,000円に統一させていただきます。他の事業は国の制度のとおりでございます。</p> <p>それから、人間ドック・脳ドックの検診助成につきましては、対象</p>
--	---

	<p>年齢を30歳以上70歳未満として、検診に要した費用の7割(限度額30,000円で1年度1回)という助成をさせていただきます。</p> <p>高額療養費の貸付制度につきましては、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>それから、出産一時金受領委任払制度につきましては、八日市市の例によりまして委任払制度として実施させていただきます。</p> <p>国民健康保険運営協議会につきましては、合併時において、委員構成・定数等を調整いたしまして、新市において新たに設置させていただきます。</p> <p>次に、福祉医療の制度でございますが、福祉医療は、先ほど申し上げましたように、県の補助事業と市町単独の事業がございます。各助成の内容につきまして、(1)で県の補助事業、それから(2)で市町の単独事業をあげさせていただきます。</p> <p>まず、乳幼児につきましては、湖東町さんが実施されておりますように、就学前まで拡大いたしまして実施させていただきます。自己負担は、県の補助金の例によります。</p> <p>一人親家庭の単独事業については、廃止させていただきます。県事業が残ります。</p> <p>次に、重度心身障害者(児)でございますが、これは少し拡大させていただきます。単独事業で の対象者を助成させていただきます。</p> <p>次に、資料 5 でございますが、老人につきましては、後ほど申し上げますが、廃止する部分もございますので、心身に障害をお持ちの老人の方につきまして、 に掲げているような老人の方々につきまして給付を拡大して実施させていただきます。</p> <p>資料 6、65～69歳の老人の単独事業につきましては、廃止させていただきます。これは県事業で所得額の低い方につきましては制度がございますので、所得のある方については、先ほど申し上げました心身に障害をお持ちの方のみにさせていただきます。ただし、五箇荘町の合併前の対象者につきましては、経過措置を設けさせていただきます。</p> <p>施術助成につきまして、はり、きゅう、マッサージの施術費がございますが、単独事業は廃止させていただくという提案でございます。最終のページは、同じように先進地の例でございます。</p> <p>次に、「協議第39号 保健衛生事業について」でございます。</p> <p>調整内容につきましては、母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、平成17年度からは実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施させていただきます。</p> <p>具体的な内容につきましては、保健センターは各市町でお持ちでございますので、現行のとおり新市に引き継ぎまして、連携を図ります。</p>
--	--

	<p>母子保健事業につきましては、たくさんメニューがございますので、具体的な内容にあげておりますような健康診断・審査を実施させていただくとともに、各種の相談、それから健康教育等も併せて実施させていただきたいと考えております。</p> <p>資料 2の成人保健事業でございますが、対象年齢、個人負担等がいろいろでございますので、具体的な内容のところに掲げておりますような年齢、それから個人負担をいただいての実施をさせていただきたいと考えております。</p> <p>個人負担金免除につきましては、下に掲げているような例により実施させていただきます。</p> <p>資料 3でございますが、成人保健で保健相談をする必要のある方、健康教育につきましては、実施内容・回数等を調整して実施させていただきます。</p> <p>4番目の予防接種事業でございますが、これは法定の予防接種等がございますので、具体的な内容のとおり実施させていただきます。</p> <p>次のページの資料 4でございますが、結核予防につきましては、結核予防法施行令に基づきまして、ツベルクリン・BCG、それから健康診断を実施させていただくという調整方針でございます。</p> <p>最終ページは、先進地の例をあげさせていただいております。</p> <p>以上7件の提案でございます。スピードを上げて申し上げましたので、ご熟読をいただいて、次回にご協議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、次回協議いただく事項につきましてご説明申し上げたわけではありますが、内容について不明な点がありましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ご意見もないようであります。ただいま提案いたしました7件の事項につきましては、次回の協議会でご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>7.その他でありますけれども、事務局から連絡いたします。</p>
司会	<p>次第の一番下に書かせていただいております次回協議会のご案内でございます。11月27日(木)午後2時から、永源寺町の地域産業振興会館で開催させていただきます。傍聴定員につきましては40名ということで、ご予約のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それともう1点、視察研修の関係でございます。お忙しい中、非常にたくさんの委員の方にご出席をいただくことになりました。大変ありがとうございます。詳細につきましては、既に通知させていただいておりますが、本日は封筒の中に千曲市の資料を、簡単ではござい</p>

<p>会長</p>	<p>すが、入れさせていただいております。それと、集合場所が変更になりましたので、その関係の通知も入れさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。</p> <p>また、請求書等記名押印をお願いしておりましたと思いますので、できましたら、市町の担当者に、今日お持ちの場合はお預けいただくか、私の方までお渡しいただきたいと思います。もし、用紙を紛失等されましたら、また私の方からお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p> <p>本日は長時間にわたりまして慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>新しい市の名称をお決めいただきました。そして、新市まちづくり計画につきましても、策定委員会から報告をいただきました。さらには、協定項目も本日をもって半分以上ご決定いただいたところであります。こうしたことで、1市4町の合併の形が、徐々にではありますけれども、浮かび上がってきたというように考えます。協議会では、こうした合併の形・姿を住民の皆さまにお示ししながら、そしてまたご意見もいただきながら、来年の3月には、しっかりした設計図を完成させたいと思っております。</p> <p>委員各位には、協議会におきます合併協議に併せまして、シンポジウムへの参加でありますとか、また、地域での情報提供でありますとか、いろいろご負担をおかけする事になりますが、どうぞ今後ともご協力・ご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。本日の閉会のごあいさつといたします。</p> <p>本日は、長時間ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会)</p>
-----------	---